



議案第二百二十六号

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の  
一部改正について

次のとおり特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十六年十二月二十八日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十六年十二月二十八日 原案可決

三朝町議会議長 名越典由

三朝町条例第

号

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を

改正する条例

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第三条関係）

職名	給料月額
町長	五四〇〇〇円
助役	四二二〇〇円
収入役	三九五〇〇円
館長	三六二〇〇円
固定資産評価員	三六二〇〇円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十七年一月一日から施行する。

(期末手当の額の特例)

2 改正後の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例第四条の規定の適用については、当分の間、三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十六年三朝町条例第 号）附則第八項の規定の例により算出した額とする。